

1. 事業の概要

今般の福島第一原発事故を受け、平成23年度二次補正予算で福島県に「福島県民健康管理基金」（782億円）を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところである。

平成25年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行う。

2. 事業計画

本事業は、健康管理の前提となる放射線の健康影響に係る研究調査、被ばく線量評価等に関する調査研究を実施するとともに、安心・リスクコミュニケーション事業を実施して放射線に対する不安の解消を図るものであり、個々の事業は以下のとおりである。

1) 放射線の健康影響に係る研究調査事業

放射線医学総合研究所等の研究機関、UNSCEARやICRP等の国際研究機関と連携し、中長期にわたる低線量被ばく等について疫学的な研究や医療に関する最先端の調査等を実施する。また、ストレスなどの心理的影響等についても調査研究も行う。

2) 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

内部被ばくについて、放射性物質放出量、SPEEDI、土壌モニタリング結果等から正確な被ばく線量を推定する調査研究を行う。また、外部被ばくについても被ばく線量推定の高度化を検討するほか、低線量被ばくの線量評価のためのホールボディカウンターの精度管理について調査する。

3) 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を使用し、育成された講師が、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修の実施を行うとともに、基礎資料の検証を行う。

3. 施策の効果

本事業により、被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び不安の解消に資するものである。

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究

平成25年度概算要求額 12.0億円（12.0億円）（委託費）

<事業の背景・内容>

1. 福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、平成24年7月13日に福島復興再生基本方針が閣議決定され、その中で国内外の叡智を結集した放射線の人体への影響等に関する調査の重要性等について指摘されています。

2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査

今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」（二次補正：782億円）を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところです。

平成25年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、引き続き、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行います。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業

放射線医学総合研究所等の研究機関、UNSCEARやICRP等の国際研究機関と連携し、中長期にわたる低線量被ばく等についての研究や医療に関する最先端の調査等を実施します。また、ストレスなどの心理的影響等についても調査研究も行います。

2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

内部被ばくについて、放射性物質放出量、SPEEDI、土壌モニタリング結果等から正確な被ばく線量を推定する調査研究を行います。また、外部被ばくについても被ばく線量推定の高度化を検討するほか、低線量被ばくの線量評価のためのホールボディカウンターの精度管理について調査します。

3. 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を使用して育成された講師が、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修を行うとともに、基礎資料の検証を行います。

住民の健康確保・不安解消